

介護支援専門員や介護関係者が感じる 「セラピストあるある」

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

syakariha@gmail.com

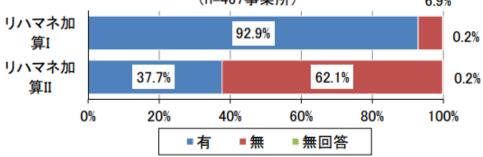




通所リハビリテーションにおける リハビリテーションマネジメント加算の届出等の状況

○ リハビリテーションマネジメント加算Iを届け出ていた事業所は92.9%、同加算IIを届け出ていた事業所は37.7%であった。

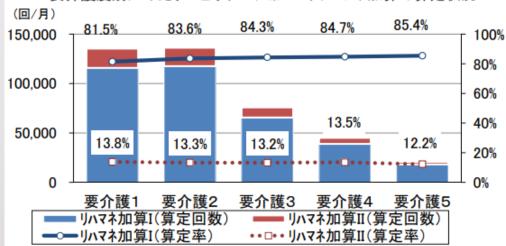
リハビリテーションマネジメント加算の届出状況(2016年10月分) (n=467事業所) 6.9%



(出典)平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査)

○ リハビリテーションマネジメント加算Iの算定率は要介護度によらず約84%、同加算IIの算定率は要介護度によらず約13%であった。

要介護度別にみたリハビリテーションマネジメント加算の算定状況



(出典)厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年4月分)

○ リハビリテーションマネジメント加算 II を算定しない理由は、 「医師のリハ会議への参加が困難」が56.2%、「医師からの説明 時間が確保できない」が49.6%であった。

リハビリテーションマネジメント加算 II の届出の有無別リハビリテーションマネジメント加算 II を算定していない利用者がいる理由(2016年10月分)(複数回答)

		医師のリハ会議への参加が困難	医師からの説明時間が確保できない	毎月のリハ会議が負担である	本人・家族が意義・必要性を理解できない	利用者の経済的な負担が大きくなる	支給限度額の上限を超えてしまう	介護支援専門員の理解が得られない	その他	無回答
全体	452	254	224	237	144	196	137	78	51	8
	(100%)	(56.2%)	(49.6%)	(52.4%)	(31.9%)	(43.4%)	(30.3%)	(17.3%)	(11.3%)	(1.8%)
有	154	57	41	71	71	87	68	45	23	3
	(100%)	(37.0%)	(26.6%)	(46.1%)	(46.1%)	(56.5%)	(44.2%)	(29.2%)	(14.9%)	(1.9%)
無	291	191	177	162	71	107	66	33	28	5
	(100%)	(65.6%)	(60.8%)	(55.7%)	(24.4%)	(36.8%)	(22.7%)	(11.3%)	(9.6%)	(1.7%)

注)表中にはリハビリテーション加算Ⅱの届出の有無について無回答の場合の記載を省略した。

(出典)平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査)

社会参加支援加算

平成27年 介護報酬改定時資料

概要

リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組*に移行するなど、質の高いリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

※ 社会参加に資する取組とは、<u>指定通所介護、小規模多機能型居宅介護、一般介護予防事業などへ</u> <u>移行すること</u>。

点数

訪問リハビリテーション: 17単位/日 通所リハビリテーション: 12単位/日

算定要件

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 社会参加への移行状況

社会参加に資する取組等を実施した実人数

・ >5% であること。

評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数

② リハビリテーションの利用の回転率

12月

≥ 25% であること。

平均利用延月数

※平均利用月数の考え方=

評価対象期間の利用延月数

評価対象期間の(新規開始者数+新規終了者数) ÷ 2

評価対象期間

訪問

して

確

【評価対象期間】 1月1日~12月31日 【届出】 翌年3月15日まで 【算定期間】 翌年4月1日~ 翌々年3月31日

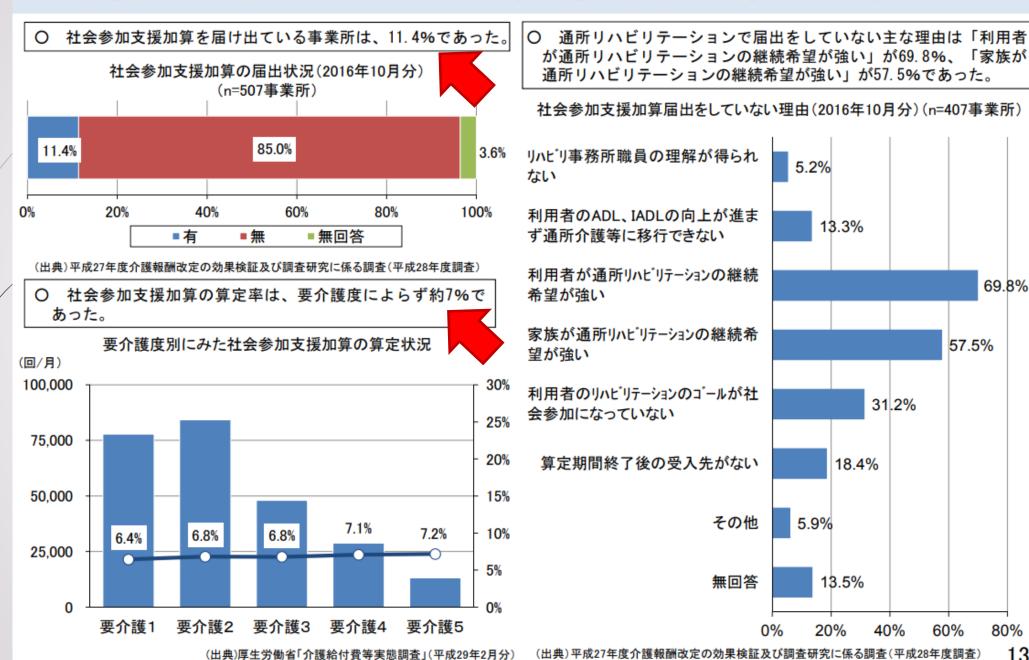




※ 終了後14日~44日以内に訪問にて 3月以上参加が継続することを確認



通所リハビリテーションにおける社会参加支援加算の届出等の状況



80%

60%

69.8%

57.5%

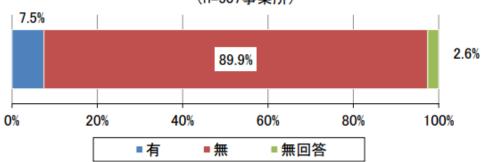
31.2%



生活行為向上リハビリテーション実施加算の届出等の状況

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算を届け出ている事 業所は、7.5%であった。

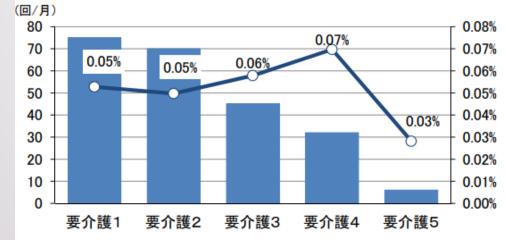
生活行為向上リハビリテーション実施加算の届出状況(2016年10月分) (n=507事業所)



(出典)平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査)

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定率は、約0.05% であった。

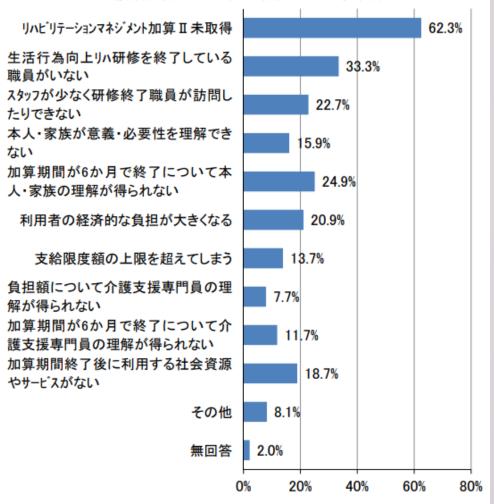
要介護度別にみた生活行為向上リハビリテーション加算の算定状況



(出典)介護給付費等実態調査 平成29年4月審査分

○ 届出をしていない主な理由は「リハビリテーションマネジメン ト加算II未取得」が62.3%であった。

(生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していない利用者がいる場合) 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していない利用者がいる理由 (複数回答)(2016年10月分)(n=454事業所)



(出典)平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査) 16



ケアマネあるある

介護保険の加算の中でケアマ ネジャーが一番苦手なものは

「〇〇」である。



介護支援専門員が有する資格

平成29年度実務研修受講者より

- 一介護福祉士
- ■看護師
- ■准看護師
- ■理学療法士
- 一作業療法士
- ■言語聴覚士

71.29%

4.48%

0.69%

2.84%

0.82%

0.13%



介護支援専門員の研修プログラム

~リハビリテーションの学びは少ない~

介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント アマネジメントのブロセス(新) 実習オリエンテーション 自立支援のためのケアマネジメントの基本 相談援助の専門癖としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎 利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意(新) ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術 受付及と対談書とれこ契約 アセスメント及びニーズの把握の方法 居宅サービス計画等の作成 サービス担当者会議の意義及び進め方(新) 講 モニタリング及び評価 実習揺り返り アマネジメントの展開(新) 脳血管疾患に関する事例 然城市に関する事例 村臓の機能不全く糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸 **活取りに関する事例** "セスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習(新) 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り 2 ケアマネジメントの基礎技術に関する実習 合計 87

介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修制度の見直し ※平成26年6月2日告示公布 実務従事者が対象 任意研修 介 専門研修課程 専門研修課程 実務從事者 主任介護支援 実務研修 合→格 基礎研修 専門員研修 支援 (44時間) (33時間) (33時間) (64時間) (20時期) 更 実 研修制度の見直し (平成28年度の研修※から) 務 研 創設 受 主任介護支援 専門研修課程 専門研修課程 主任介護支援 合格 講 専門員更新 実務研修 専門員研修 試 (87時間) (56時間) (32時間) (70時間) (46時間) 実務従事者が対象 ※実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年度4月1日から施行。



セラピストあるある

ケアマネジャーがケアプランに

「リハビリを位置づけて

くれない』

と思っている。



セラピストあるある

ケアマネジャーや介護関係者、そ して一般の方々は、

> 『PTとOT』の違い はわかりづらい!



セラピストあるある



病院から退院してきた利 用者がこれを着けていま した。

メンテナンスは??